

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年8月4日

新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、圏域内の感染状況を総合的に勘案し、各段階の判断を行う。

【圏域の感染警戒レベルの引き上げ基準】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態
（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例
のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

① 感染経路が不明の事例が発生
② 濃厚接触者が特定できない事例が発生
③ 単発的なクラスターの発生
※ただし、①、②及び③に該当する事例（以下「対象事例」という。）の発生が確定した場合であっても、後述のとおり更なる感染拡大のおそれがないと判断される場合は、レベルの引き上げを行わない。

域内まん延期 【Level 3】

① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
② クラスターが複数発生

○ 圏域の感染警戒レベル引き上げの運用について（Level 1からLevel 2への引き上げ）

- 対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合においては、1週間を限度として感染経路又は濃厚接触者の特定のための調査の状況を確認することとする。ただし、この期間内に同じ圏域内でさらに対象事例に該当するおそれのある事例が発生した場合は、その時点で直ちにレベルの引き上げを行う。
- 調査が終了し、対象事例であることが確定した場合は原則としてレベルの引き上げを行うが、上記の調査の状況を確認する期間内に同一圏域内で感染事例が発生しなかったとき、及び感染事例は発生したが感染経路及び濃厚接触者が全て特定され、更なる感染拡大のおそれがないと判断されるときは、レベルの引き上げを行わない。

3 全県のレベルについて

【考え方】

- 全県的な感染の状況を正確に把握し、感染拡大の兆しが現れた場合、迅速な対策を講ずるため、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院者／受入可能病床数の割合、重症者数、圏域ごとのLevel 2又はLevel 3の圏域数等の指標を重要指標として常にモニタリングする。
- 感染警戒レベルは、Level 1からLevel 6までを設定することとし、Level 1からLevel 5までの引き上げの目安となる基準は下表のとおりとする。また、国による当県を対象とした緊急事態宣言が発令された場合は、これらの指標によらずLevel 6とする。
- 引き上げに当たっては、その他のモニタリング指標の状況も踏まえた上で総合的に検討することとし、県専門家懇談会に諮って決定する。なお、各圏域の状況等からすべての圏域の引き上げが必要でないと考えられる場合は、一部の圏域の引き上げとする。

【レベルの引き上げの目安となる基準】（全県の数値が目安となる基準を上回った場合に、全県又は一部の圏域のレベル引き上げを検討する）

レベルの基準となる指標	Level 2の基準値	Level 3の基準値	Level 4の基準値	Level 5の基準値	参 考		
					本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数(人)	0.4人 ※1	1.2人	2.5人	5.0人 ※2	0.5 (4月第1週, 2週平均)	1.178 (4/1～14)	MAX:5.007 (東京都) MIN:1.454 (兵庫県)

※1 その前の1週間から増加している場合など引き続き増加が予想される場合とする。単発的なクラスターにより基準を超えたが抑え込みが可能な場合など引き続き増加のおそれが少ない場合は除く。

※2 5.0人を目安とするが、医療提供体制に対する支障がどの程度生じているかを勘案して、この基準に捉われず必要な時期にレベル上げを行うことがある。

モニタリングしていく指標	注視すべき値	参 考		
		本県 (4月上旬)	本県 (ピーク値)	7都府県 (4/1～7)
直近1週間の感染経路不明者の割(%)	2週連続で上昇傾向にあるか注視	0 % (3/30～4/5)	25 % (3/23～29, 4/27～5/3)	ほぼ半数以上
入院者／受入可能病床数の割合(%)	〃	11 % (25/227床) (4/10)	17 % (51/300床) (4/24)	MAX:120 % (大阪府) MIN:33 % (神奈川県)
重症者数	〃	0人	3人 (4/20・4/21・ 4/24～4/27・ 4/29・4/30)	—
圏域ごとのLevel 2 or 3の圏域数	3圏域以上になっていないか注視 (圏域ごとの人口比率も考慮する)	2 (4/13～22)	3 (4/23～27)	—

4 感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染者が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。また、全県又は一部の圏域のレベルを引き上げた場合においては、基本的に14日間はそのレベルを維持することとし、その時点で基準を満たさなくなった場合はレベルを引き下げる。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
Level 1	平常時	感染者の発生が落ち着いている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
Level 2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	市町村と連携して「注意報」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
Level 3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	市町村と連携して「警報」を発令し、ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
Level 4	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討、全病床と宿泊施設の一部を確保
Level 5	非常事態宣言 (県独自)	感染が顕著に拡大している状態	外出自粛や飲食店等に対する営業時間の短縮、ガイドラインを遵守していない施設に対する使用停止(休業)等の要請を検討、全病床・全宿泊施設を確保
Level 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

(なお、外出自粛、施設の使用停止(休業)等の要請等については、国から今後示される予定の高齢者の感染者数や空き病床数を指標とした判断基準も参照して検討する。)